

教育の基礎的理解に関する科目等

- 中学校教諭1種免許状（社会・保健体育）
- 高等学校教諭1種免許状（地理歴史・公民・保健体育）

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位			備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中1	中2	高1		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中1 10 中2 6 高1 10	○教育原理	2	11	11	11		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教育哲学	2					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教職概論	2					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育社会学	2					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○学習・発達論	2					
及道徳、生徒総合的な学習指導の時間等に関する指導法	道徳の理論及び指導法	中1 10 中2 6 高1 8	教育心理学	2	10	10	8		※①
	総合的な学習の時間の指導法		○特別支援教育	1					
	特別活動の指導法		○教育課程編成論	2					
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○道徳教育の理論と方法	2					
	生徒指導の理論及び方法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○特別活動の理論と方法	1					
関する科目に	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	中5 高3	○教育の方法と技術	2	10	10	8		※②③④ ⑤⑥
	教育実習		教育方法学	2					
	教職実践演習		○生徒・進路指導の理論と方法	2					
			○教育相談の理論と方法	2					
	○教育実習（中学校）	5	5	5	—				
	教育実習（副・中学校）	3	3	3	—				
	教育実習（高等学校）	3	—	—	3				
	○教職実践演習（中・高）	2	2	2	2				

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目			修得単位			備 考
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中 1	中 2	高 1		
中学校		1種 27 2種 19	免許状取得に 必要な単位数	中1種（社会） 中1種（保健体育） 中2種（社会） 中2種（保健体育） 高1種（地理歴史） 高1種（公民） 高1種（保健体育）	28	—	—		
高等学校		23			—	28	—		
							24		

○印は必修科目

「教育の基礎的理 解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

- ※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校免許のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てられます。
- ※② 幼稚園・小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教育実習」の単位をピーク免許より2単位充てることができます。ただし、事前および事後指導は、サブ免許分として別に受講してください。
- ※③ 高等学校（地理歴史・公民・保健体育）教職課程受講者は、必ず中学校（社会・保健体育）教職課程も併せて受講すること。中学校（社会・保健体育）教職課程のみの受講は認めます。
- ※④ 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合は、実習先の校種にかかわらず「教育実習（中学校）」を履修してください。
- ※⑤ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理 解に関する科目等」の必修科目を修得していくなければなりません。
- ※⑥ 幼稚園・小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教職実践演習」の単位をピーク免許より2単位充てができるので、重ねて履修する必要はありません。

〔注〕上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目（教育学部の授業時間割に掲載されている科目）にて履修してください。